

様式第1号(第4条関係)

(表)

朝が好きになる街安曇野ロゴマーク等使用申込書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

所在地

名称

代表者名

朝が好きになる街安曇野ロゴマーク等を下記のとおり使用したいので、承諾してください。  
なお、朝が好きになる街安曇野ロゴマーク及びロゴタイプ使用規程を遵守します。

記

1. 使用申請の対象物の名称(商品名等)

2. 使用目的

3. 使用方法

4. 使用期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

使用承諾の日から2年間

5. 添付書類

6. 担当者名及び連絡先

(裏)

## 朝が好きになる街安曇野ロゴマーク及びロゴタイプ使用規程(抄)

### (使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマーク等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク等の使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) ロゴマーク等の使用にあたっては、使用承諾を受けた内容に限ること。
- (3) 使用承諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 「朝が好きになる街安曇野」ロゴマーク等使用マニュアルに従って使用すること。
- (5) ロゴマーク等自体を商品化しないこと。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (6) その他各種の法令を遵守すること。

### (承諾の取消し等)

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、使用者に対し使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この規程に違反した場合
- (2) 使用者が、使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴマーク等の使用の継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、ロゴマーク等を使用する者に、ロゴマーク等の使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

### (使用の非独占性等)

第11条 この規定による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与するものではない。

2 ロゴマーク等の表示は、当該商品の品質又はサービスの内容を市が保証するものではないため、当該使用にかかる物件に「安曇野市推奨」「認定」等の文言を使用してはならない。

### (損失補償等の責任)

第13条 本市は、ロゴマーク等の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、使用物件等の欠陥等により第三者に損害を与えたときは、これに対して全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により本市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。